

□ 中国での各商品の輸入関税率を調べるには(Rev)

本来、通常の貿易商取引では輸入にかかる税金や手数料は中国側の輸入者負担なのですが、自社の販売する商品を中国で輸入する際どの程度の関税がかかるのかを知ることはマーケティング戦略として大切です。中国での価格に比べて日本製の品物が比較的安いと思っても、関税や諸経費を足してゆくと意外に高いコストになってしまうこともあります。

(1) 中国では関税のほか増値税や消費税も

中国では**輸入関税と増値税(税率17%)**を輸入通関の際に同時に払う仕組みになっています。(日本でも輸入通関時に関税と消費税を税関に払い込みます。)この増値税と呼ばれる中国版消費税は、中国での普段の生活の中に現れてきませんので一般消費者は気が付かないことがあります。また、中国語で**消費税**というものもあり、これは日本で消費税導入まで存在した「物品税」に相当します。中国ではゴルフ用具、酒類、高級装身具やなどの贅沢品などにかかる10%~30%の税金です。(変わったところでは使い捨て割り箸に5%)

輸入関税額 = CIF(運賃保険料込) 価格 × 輸入関税率

増値税額 = (CIF 価格 + 関税額 + 消費税額) × 増値税率

中国の関税率は次のサイトから見る事ができます。

<http://www.china-customs.com/customs-tax/>

The screenshot shows the '海關綜合信息資訊網' (China Customs Information Network) website. It features a search bar and a table of HS codes and their corresponding tax rates. The table is organized into columns and rows, with each cell containing a chapter number and a list of product categories. For example, Chapter 1 includes '活动物' (Animals), Chapter 2 includes '肉及食用杂碎' (Meat and edible offal), and Chapter 12 includes '含油种子及果实; 杂项种子及果实; 工业用或药' (Oil seeds and fruits; Miscellaneous seeds and fruits; Industrial or medicinal).

ある品物の輸入関税率を調べるには、その品物のHSコード番号を知る必要があります。HSコードとは一口で言えば国際的な共通商品分類番号で、HSは、Harmonized Commodity Description and Coding Systemの略です。日本では「関稅定率法」という法律の中に関稅定率表という部分があります。この別表に6

桁の数字で示している番号があり、これを一般的に「HSコード」と言います。(このが、6桁は世界共通コードですが、各国の分類上の便宜で10桁まで追記できるため、日本の番号が世界共通というわけでもありません。)

(2) ゴルフクラブの輸入、中国では約50%の諸税が

一例を、「ゴルフクラブセット」に取ってみましょう。

商品番号(HSコード)95063900

日本からの関税14%(優惠:特惠関税の意味)

増値税17% 消費税10%となっています。

ちなみに、日本の場合は:

統計品目番号(HSコード)9506.31-000

ゴルフクラブ(完成品) 関税:無税 となっています。

仮に、CIF 価額(商品代・運賃・保険料込値段)が30万円であれば、日本の場合には現在8%の消費税額のみを支払いで済みます。

しかし、中国では14%の関税42,000円、複雑な計算で算出される38,000円の消費税、それに商品代金・関税・消費税を加えた38万円に17%を掛けた増値税64,600円の合計144,600円(48.2%相当額)の税金を通関時に支払うことになります。(消費税の計算方式はやや複雑なので、ここでは省略します)

一番大切なのはその商品のHSコードを正しく調べることです。日本から輸出する際に税関に申告するHSコードとぴったり同じとは限らないため、中国側でも良く確かめておくことが大事です。

(3) 個人宛郵送の場合や旅行手荷物は

個人宛に郵便で送る品物は原則として1,000元程度のものであれば無税で引き渡されます。とくにEMSで送る場合は申告価格が高価でない限り殆ど無税になることが多いようです。また旅行のお土産のような品物も一応合計金額の上限が設定されていましたが従来検査は甘く、大量の爆買いが可能でした。しかし2016年4月から5,000元の上限設定と厳しい検査が始まりました。課税となった場合でも簡易通関方式が採用されて、大体10%程度の関税支払いだけで済んでいます。

この新規則の実際の適用は時と場所、対象者によりばらつきがあり、大量の化粧品などを持ち込まない限りかなり甘いと聞いています。中国は法治国ではなく人治国と言われるゆえんです。